

鳥取県森林Jークレジット取得支援事業費補助金交付要綱

制定 平成22年3月31日付第200900203201号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成23年3月23日付第201000190736号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成25年3月22日付第201200189809号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成26年3月31日付第201300197257号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成29年3月28日付第201600198274号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成31年3月27日付第201800351500号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県森林Jークレジット取得支援事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、別表1に定めるところによる。

(交付目的)

第3条 本補助金は、森林Jークレジットの認証取得に要する経費の一部を助成することにより、森林Jークレジットの取得、販売についての取り組みを進め、森林整備の推進に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥取県森林Jークレジット取得支援事業(以下「補助事業」という。)を行う別表2の第1欄に掲げる補助事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表2の第2欄に掲げる補助事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第3欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 補助事業申請者は、各年度の2月末までに本補助金の交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表2の第4欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(提出書類の部数等)

第9条 規則及びこの要綱の規定による書類の提出先は所管の地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長とし、提出部数は1部とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年3月22日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月27日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表1 (第2条関係)

用語	定義
カーボン・オフセット	自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせる事
J-クレジット	経済産業省、環境省、農林水産省オフセット・クレジット（J-クレジット）制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量
排出削減・吸収活動	温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガスの吸収をもたらす活動
森林J-クレジット	J-クレジットのうち、森林経営活動、植林活動の方法論にかかるもの
森林経営活動	森林で、森林経営計画等に基づく森林経営活動を実施し、吸収量を増大させる方法論（方法論No. FO-001）
植林活動	森林ではない土地で、植林活動を実施し、吸収量を増大させる方法論（方法論No. FO-002）
方法論	排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したもの
モニタリング	プロジェクトによる排出削減・吸収量を算定するために必要な値を計測、評価、記録すること
プロジェクト	排出削減・吸収活動であつて、J-クレジット制度に登録されたもの
排出削減量	ベースライン排出量からプロジェクト実施後排出量を差し引いた温室効果ガスの量
吸収量	プロジェクト実施後吸収量からプロジェクト実施後排出量及びベースライン吸収量を差し引いた温室効果ガスの量
ベースライン排出・吸収量	プロジェクトを実施しなかった場合に排出又は吸収される温室効果ガスの想定量
プロジェクト登録	プロジェクトを実施しようとする者から登録の申請のあつた、温室効果ガス排出量の削減又は温室効果ガスの吸収をもたらす活動について、本制度のプロジェクトとして認めること
妥当性確認	プロジェクト登録に当たり、プロジェクト計画書に記載された内容が、J-クレジット実施要綱、実施規程（プロジェクト実施者向け）、方法論及びモニタリング・算定規程に規定される要件に適合しているかについて第三者が審査を行うこと
検証	認証に当たり、モニタリング報告書が本J-クレジット制度実施要綱、実施規程（プロジェクト実施者向け）、方法論及びモニタリング・算定規程及びプロジェクト計画書に従い適正に算定されているかについて、第三者が審査を行うこと
認証	プロジェクト実施者から認証の申請のあつた排出削減・吸収量について、J-クレジットとして認め、識別番号を付与すること
識別番号	J-クレジットに対し、1 トン単位で付与される番号

別表2（第4条、第7条関係）

1 補助事業者	2 補助対象経費	3 補助率	4 重要な変更
鳥取県内の森林（市町村有林、市町村行造林地、財団法人鳥取県造林公社造林地、県有林、県行造林地、官行造林地、（独）森林総合研究所造林地を除く。）について、森林Jークレジットのプロジェクトの申請を行う者	(1)森林Jークレジットの認証取得に要する次の経費 ①妥当性確認の委託料 ②モニタリング調査の委託料 ③第三者検証の委託料	1 / 2	(1)増額を伴う変更

年度鳥取県森林Jークレジット取得支援事業実施計画書(報告書)

事業実施期間	
事業主体名	団体等名称： 代表者名：
事業の目的	
対象森林の概要	所 在： 所有者名： 面 積：
Jークレジット取得予定量	(t-CO ₂)
方法論 (方法論一覧から選択)	
総事業費及び積算基礎 (精算の内訳)	【県内事業者への発注が困難である理由：】
事業実施のスケジュール	
他の補助金の活用の有無※1	(有 ・ 無)
消費税の取り扱い※2	(一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者)
連絡先	担当者の職・氏名 電話番号

※1 他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をすること。また、「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金にかかる問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

※2 消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をすること。

注 位置図、施業図を添付すること。

様式第2号（第5条及び第8条関係）

年度鳥取県森林J-クレジット取得支援事業収支予算（決算）書

1 収支予算（決算）

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(差引増減)	備 考
本補助金				
自己資金				
その他（ ）				
計				

(2) 支出

(単位：円)

区 分	予 算 額	(決 算 額)	(差引増減)	備 考
計				

(注1) 申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には決算額、予算額、差引増減額を記載すること。

(注2) 実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類を添付すること。

2 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

番 年 月 号 日

様

職氏名

印

年度鳥取県森林Jークレジット取得支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県森林Jークレジット取得支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は「・・・・事業」とし、その内容は〇〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県森林Jークレジット取得支援事業費補助金交付要綱（平成22年3月31日第200900203201号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

住 所
名 称
代表者役職
代表者氏名

印

○○年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県森林Jークレジット取得支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額 (要綱第8条第4項の規定による加算をしなかったときは、交付決定控除税額)
金 円

3 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額
金 円

4 補助金返還相当額 (3-2 > 0の場合)

$(3-2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$ 金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。